

指定基準に関する主な改正概要

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）

1 訪問介護

サービス提供責任者の配置に関する規定を以下のとおり改正する。

- ・ 訪問介護員等のうち、利用者の数が40人又はその端数を増す毎に1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。
- ・ 上記の利用者の数は、前3月の平均値（新規指定の場合は推定数）によることとする（平成25年3月末までは従前の配置で可。）。
- ・ サービス提供責任者は、介護福祉士、実務研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員1級課程修了者又は訪問介護員2級課程修了者であって、専ら指定訪問介護の職務に従事するもの（原則として常勤の者）をもってあてなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

2 訪問看護

看護師等の人員配置に関する規定を以下のとおり改正する。

- ① 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業者が、指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、両事業が一体的に運営されている場合には、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行うこととして必要とされている看護師等の配置基準を満たしていることをもって指定訪問看護を行うこととして必要とされる看護師等の員数の基準を満たしているものとみなす規定を設ける。
- ② 指定複合型サービス（訪問看護と小規模多機能型居宅介護の組み合わせによる複合型サービスをいう（介護保険法施行規則に規定予定）。）を行う事業者が、指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、両事業が一体的に運営されている場合には、指定複合型サービスを行うこととして必要とされている看護師等の配置基準を満たしていることをもって指定訪問看護を行うこととして必要とされる看護師等の員数の基準を満たしているものとみなす規定を設ける。

3 通所介護

生活相談員及び介護職員に関する規定を以下のとおり改正する。

- ・ 生活相談員及び介護職員の配置基準を、指定通所介護の単位ごとにその提供時間帯を通じて配置を義務づけていたものを、指定通所介護事業所全体のサービス提供時間数に応じた人員配置を可能なものとする。ただし、介護職員は、

各単位において、提供時間帯を通じて1以上配置しなければならない。

4 療養通所介護

指定療養通所介護事業所の利用定員に関する規定を以下のとおり改正する。

- ・ 指定療養通所介護事業所の利用定員を9人以下（現行は8人以下）とする。

5 短期入所生活介護

基準該当短期入所生活介護の基準を以下のとおり改正する。

- ・ 医師の配置義務を廃止する。
- ・ 利用者1人当たりの床面積を7.43㎡以上とする。

6 特定施設入居者生活介護

法定代理受領サービスを受けるために利用者の同意が必要な指定特定施設入居者生活介護の範囲から、利用期間を定めて行うものを除外する。

7 指定福祉用具貸与及び指定特定福祉用具販売

福祉用具サービス計画の作成に係る規定を新設する。

- ・ 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具サービス計画を作成しなければならない。
- ・ 福祉用具サービス計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- ・ 福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し利用者の同意を得なければならない。
- ・ 福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画を作成した際には、当該福祉用具サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- ・ 福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画の作成後、当該福祉用具サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具サービス計画の変更を行うものとする。

8 その他（共通事項）

介護相談員事業等との連携につき、以下の努力義務規定を設ける。

- ・ 指定居宅サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、利用者の苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
(なお、特定施設入居者生活介護は、既に規定済)

(参考)

○ 訪問リハビリテーション

サテライト型訪問リハビリテーション事業所の設置に伴い必要となる所要の規定の整備を行う。(介護保険法施行規則に規定予定)

※ 介護予防訪問リハビリテーションについても同様。

○ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)

介護予防訪問介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売について、指定居宅サービスと同様の改正を行う。

○ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)

指定介護予防支援の業務の委託について、一つの指定居宅介護支援事業者に委託することができる件数(現行は居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり8件以内)の制限を廃止する。

○ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(新規)

(1) 基本方針

① 基本方針

指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができ

るよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

② 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次のサービスを提供するものとする。

- ・ 定期巡回サービス 訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話
- ・ 随時対応サービス あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。以下1において同じ。）による対応の要否等を判断するサービス
- ・ 随時訪問サービス 随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話
- ・ 訪問看護サービス 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（法第8条第15項第1号に該当するものに限る。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所の看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助

（2） 人員に関する基準

① 従業者の員数

- i オペレーター（随時対応サービスとして、利用者又はその家族等からの通報に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。以下同じ。）
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯（以下この章において、「提供時間帯」という。）を通じて一以上確保されるために必要な数以上とする。
- ii 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上とする。
- iii 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上とする。
- iv 訪問看護サービスを行う看護師等
 - イ 保健師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、2.5以上となる員数とする。
 - ロ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定定期巡回・随時対応型訪

問介護看護事業所の実情に応じた適当数とする。

② オペレーターの要件等

- i オペレーターは、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員（以下「看護師、介護福祉士等」という。）をもってあてなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、これらの者又は看護職員との連携を確保しているときは、3年以上サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもってあてることができる。
- ii オペレーターのうち1人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等でなければならない。
- iii オペレーターは専らその職務に従事する者を置かななければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- iv 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に施設等が併設されている場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
- v 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内にある指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。
- vi 午後6時から午前8時までの間について、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、オペレーターは、随時訪問サービスの職務に従事することができる。この場合、利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。
- vii 看護職員のうち1人以上は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。
- viii 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供時間帯を通じて、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の看護職員との連絡体制を確保しなければならない。
- ix 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、看護師、介護福祉士等のうち1人以上を、利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者

(以下「計画作成責任者」という。) としなければならない。

- x 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定訪問看護事業所の看護職員に関する人員基準を満たすこと(当該指定訪問看護事業者が、2②により人員に関する基準を満たしているものとみなされている場合を除く。)をもって、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護における(2)①ivの基準を満たしているものとみなすことができる。

③ 管理者

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(3) 設備に関する基準

- i 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- ii 利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所には、次の機器等を備え、必要に応じてオペレーターにこれらの機器等を携帯させなければならない。
 - イ 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等(ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が適切に利用者の心身の情報等を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、当該機器等を備えないことができる。)
 - ロ 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等
- iii 利用者に対しては、当該利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できる端末機器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。
- iv 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定夜間対応型訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定夜間訪問看護の設備に関する基準を満たすこ

とをもって、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の設備に関する基準を満たしているものとみなすことができる。

(4) 運営に関する基準

① 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針

- i 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われるとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行われるものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるものでなければならない。
- ii 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

② 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針

- i 定期巡回サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行うものとする。
- ii 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者、定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。
- iii 随時訪問サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うものとする。
- iv 訪問看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うものとする。
- v 訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導等を行う。
- vi 特殊な看護等については、これを行ってはならない。
- vii 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- viii 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、介護技術及

び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

- ix 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付するものとする。

③ 主治の医師との関係

- i 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の常勤の保健師又は看護師（以下「常勤看護師等」という。）は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理をしなければならない。
- ii 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。
- iii 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、主治の医師に定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）及び訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。
- iv 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を担当する医療機関である場合にあっては、上記にかかわらず、主治の医師の文書による指示並びに定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）及び訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録への記載をもって代えることができる。

④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成

- i 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等（訪問看護サービスについては、これらに加え当該利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等）を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成しなければならない。
- ii 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画における指定定期巡回・随時対応型訪問介護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画に位置付けられた指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供される日時にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の心身の状況を踏まえ、計画

作成責任者が決定することができる。この場合において、当該決定により作成された定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画については、当該計画に係る利用者を担当する介護支援専門員に報告しなければならない。

- iii 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、保健師、看護師又は准看護師が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメントの結果を踏まえ、作成しなければならない。
- iv 常勤看護師等は、訪問看護サービスに係る記載について、必要な指導及び管理を行うとともに、利用者又はその家族に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の説明を行う際には、計画作成責任者に対する必要な協力を行わなければならない（計画作成責任者が常勤看護師等である場合を除く。）
- v 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- vi 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した際には、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を利用者に交付しなければならない。
- vii 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行うものとする。
- viii 訪問看護サービスを行う看護師等（准看護師を除く。）は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。
- ix 常勤看護師等は、訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

⑤ 緊急時等の対応

定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者は、現に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行う（当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が保健師、看護師又は准看護師である場合に限る。）とともに、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

⑥ 管理者等の責務

- i 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。
- ii 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期

巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者に基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- iii 計画作成責任者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整、サービスの内容の管理を行うものとする。

⑦ 勤務体制の確保等

- i 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対し適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供できるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- ii 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所（以下「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市町村長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービスの事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。
- iii 上記にかかわらず、午後6時から午前8時までの間に行われる随時対応サービスについては、市町村長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図り、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。
- iv 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

⑧ 地域との連携

- i 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

が所在する市町村の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね3月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対し指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- ii 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、i の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。
- iii 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- iv 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合にあっては、当該住居に居住する利用者以外の者に対し指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行うよう努めるものとする。

⑨ その他

上記の他、運営に関する基準について、内容及び手続きの説明及び同意等の利用手続き等に係る規定、心身の状況の把握、居宅介護支援事業者との連携等、利用料の受領、運営規程、同居家族に対するサービス提供の禁止等について、夜間対応型訪問介護等と同様の規定を設ける。

(5) 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

① 連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の特例

- i 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者（以下「連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の職種及び員数については、訪問看護サービスに係る人員基準を適用しない。
- ii 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については、訪問看護サービスに係る運営基準を適用しない。

② 指定訪問看護事業者との連携

- i 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携をしなければならない。
- ii 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は連携する指定訪問看護事業者（以下「連携指定訪問看護事業者」という。）との契約に基づき、当該連携指定訪問看護事業者から、以下の事項について必要な協力を得なければならない。
 - ・ 利用者に対するアセスメント
 - ・ 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保
 - ・ 介護・医療連携推進会議への参加
 - ・ その他連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たって必要な指導及び助言

(6) 地方公共団体が介護サービスの指定基準を条例で制定する際の基準

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）（以下「地方分権法」という。）に基づき、地方公共団体が介護サービスの指定基準を条例で制定する際の基準は以下のとおりとする。

- ・ 従業者及び従業者の員数、サービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連する事項 従うべき基準
- ・ その他の基準 参酌すべき基準

2 夜間対応型訪問介護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の創設を踏まえ、オペレーターの兼務等について所要の改正を行う。

3 認知症対応型通所介護

- 生活相談員及び看護職員又は介護職員に関する規定を以下のとおり改正する。
 - ・ 生活相談員及び看護職員又は介護職員の配置基準を、指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、その提供時間帯を通じて配置を義務づけていたものを、指定認知症対応型通所介護事業所全体のサービス提供時間数に応じた人員配置を可能なものとする。ただし、看護職員又は介護職員は、各単位において、提供時間帯を通じて 1 以上配置しなければならない。
- 共用型指定認知症対応型通所介護の事業実施要件に関する規定を以下のとおり改正する。

- ・ 共用型指定認知症対応型通所介護につき、事業の開始又は施設の開設後3年以上経過している指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設においてのみ行うことができるとされていたものを、介護サービスの指定又は許可を初めて受けた日から起算して3年以上の期間が経過している事業者であれば、事業の開始又は施設の開設後3年以上経過していない指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設においても、共用型指定認知症対応型通所介護の事業を行うことができることとする。

4 小規模多機能型居宅介護

(1) サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の設置

- i 介護保険法に規定する事業その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の実績を有する事業者により設置される当該事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、本体事業所（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に支援を行う指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所）との密接な連携の下、別の場所で運営されるものを、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所とする。
- ii 本体事業所及びサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所は、相互の登録者に訪問サービスを可能とし、また、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業者の登録者の処遇に支障がない場合には、本体事業所での宿泊サービスを可能とする。

(2) サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員基準の特例

サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員基準について以下の特例を設ける。

- i 本体事業所の職員によりサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められる場合、訪問サービスの提供にあたる小規模多機能型居宅介護従業者を1人以上とすることができる。
- ii サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者により、当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。
- iii サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により、登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができる。

iv サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対し、本体事業所の介護支援専門員により、居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

(3) サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員の特例

サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員について以下の特例を設ける。

- i 登録定員を18人以下とする（通常の指定小規模多機能型居宅介護事業所は25人以下。）
- ii 通いサービスの利用定員を、登録定員の2分の1から12人まで（通常の指定小規模多機能型居宅介護事業所は登録定員の2分の1から15人まで。）とする。
- iii 宿泊サービスの利用定員を、通いサービスの利用定員の3分の1から6人まで（通常の指定小規模多機能型居宅介護事業所は通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで。）とする。

(4) 地域との連携

以下の規定を新たに設ける。

- ・ 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合にあっては、当該住居に居住する利用者以外の者に対し指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めるものとする。

5 認知症対応型共同生活介護

介護従業者に関する規定を以下のとおり改正する。

- ・ 夜間及び深夜の勤務を行う介護従業者について、利用者の処遇に支障がない場合は、併設されている他の共同生活住居又は指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるとしていた規定を削除する。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護

法定代理受領サービスを受けるために利用者の同意が必要な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の範囲から、利用期間を定めて行うものを除外する。

7 地域密着型介護老人福祉施設

平成24年3月31日までに療養病床を指定地域密着型介護老人福祉施設に転換した際に適用される施設基準の緩和措置について、平成30年3月31日まで延長する。

8 複合型サービス（新規）

（1）基本方針

指定地域密着型サービスに該当する複合型サービスの事業は、訪問看護の基本方針及び小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえ行うものでなければならない。

（2）人員に関する基準

① 従業者の員数

- i 指定複合型サービスの事業を行う者が当該事業を行う指定複合型サービス事業所ごとに置くべき指定複合型サービスの提供に当たる複合型サービス従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定複合型サービスの提供に当たる複合型サービス従業者を、常勤換算方法で、通いサービスの利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上、訪問サービスの提供に当たる従業者を2以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の従業者に夜間及び深夜の勤務を、1以上の従業者に宿直勤務を行わせるために必要な数以上とする。
- ii 利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- iii 複合型サービス従業者のうち、1以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。
- iv 複合型サービス従業者のうち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師でなければならない。
- v 通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、それぞれ1以上は、保健師、看護師又は准看護師でなければならない。
- vi 宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、夜間及び深夜の勤務を行う複合型サービス従業者を置かないことができる。
- vii 指定複合型サービス事業所に次のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、i からviまでの人員に関する基準を満たす複合型サービス従業者を置くほか、当該併設されている施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該複合型サービス従業者は当該併設されている施設等の職務に従事することができる。
 - ・ 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - ・ 指定地域密着型特定施設
 - ・ 指定地域密着型介護老人福祉施設
 - ・ 指定介護療養型医療施設

- viii 指定複合型サービス事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び複合型サービス計画書の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該複合型サービス事業所の他の職務に従事し、又は当該事業所に併設するviiの4つの施設等の職務に従事することができるものとする。
- ix 介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。
- x 指定複合型サービス事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定複合型サービスの事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定訪問看護事業所の看護職員の人員に関する基準を満たすこと（当該指定訪問看護事業者が、2の①により人員に関する基準を満たしているものとみなされている場合を除く。）をもって、ivに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

② 管理者

- i 指定複合型サービス事業者は、指定複合型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定複合型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定複合型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設するviiの4つの施設等の職務に従事することができるものとする。
- ii 管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。

③ 代表者

指定複合型サービス事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(3) 設備に関する基準

① 登録定員

- i 指定複合型サービス事業所は、その登録定員を25人以下とする。
- ii 指定複合型サービス事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を定めるものとする。
 - ・ 通いサービス 登録定員の2分の1から15人まで
 - ・ 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで

② 設備の基準等

- i 指定複合型サービス事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定複合型サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- ii 居間及び食堂
 - ・ 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること
- iii 宿泊室
 - イ 1の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。
 - ロ 1の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル（指定複合型サービス事業所が病院又は診療所である場合にあっては、6.4平方メートルとし、この場合の一つの宿泊室の定員は1人とする。）以上としなければならない。
 - ハ 上記の2つを満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。
 - ニ 居間はプライバシーが確保されたものであれば、個室以外の宿泊室の面積に含めて差し支えないものとする。
- iv 設備は、専ら当該複合型サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定複合型サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- v 指定複合型サービス事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

(4) 運営に関する基準

① 指定複合型サービスの基本取扱方針

- i 指定複合型サービスは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- ii 指定複合型サービス事業者は、自らその提供する指定複合型サービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

② 指定複合型サービスの具体的取扱方針

- i 指定複合型サービスは、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。
- ii 指定複合型サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び複合型サービス計画書に基づき適切な看護技術をもってこれを行うこととし、特殊な看護等については、これを行ってはならない。
- iii 指定複合型サービスの提供に当たっては、複合型サービス計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るとともに、漫然かつ画一的にならないよう利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- iv 複合型サービス従業者は、指定複合型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供等について、理解しやすいように説明又は必要に応じて指導を行うものとする。
- v 指定複合型サービス事業者は、指定複合型サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- vi 指定複合型サービス事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- vii 指定複合型サービスは、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いてはならない。
- viii 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。

③ 主治の医師との関係

- i 指定複合型サービス事業所の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な指定複合型サービス（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助に限る。以下「看護サービス」という。）が提供されるよう、必要な管理をしなければならない。
- ii 指定複合型サービス事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。
- iii 指定複合型サービス事業者は、主治の医師に複合型サービス計画書及び複合型サービス報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。
- iv 指定複合型サービス事業所が病院又は診療所である場合にあっては、主治の医師の文書による指示及び複合型サービス報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録への記載をもって代えることができる。

④ 複合型サービス計画書及び複合型サービス報告書の作成

- i 指定複合型サービス事業所の管理者は、介護支援専門員に、複合型サービス計画書の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。以下ixにおいて同じ。）に複合型サービス報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。
- ii 複合型サービス計画書の作成に当たり、介護支援専門員は、看護師等と密接な連携を図りつつ複合型サービス計画書の作成を行わなければならない。
- iii 複合型サービス計画書の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。
- iv 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の複合型サービス従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した複合型サービス計画書を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなくてはならない。
- v 介護支援専門員は、複合型サービス計画書の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- vi 介護支援専門員は、複合型サービス計画書を作成した際には、当該複合型サービス計画書を利用者に交付しなければならない。
- vii 介護支援専門員は、複合型サービス計画書の作成後においても、常に複合型サービス計画書の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要

に応じて複合型サービス計画書の変更を行う。

viii 第ii項から第vi項までの規定は、複合型サービス計画書の変更について準用する。

ix 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した複合型サービス報告書を作成しなければならない。

x ③のivの規定は、複合型サービス報告書の作成について準用する。

⑤ 緊急時等の対応

複合型サービス従業者は、現に指定複合型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、臨時応急の手当を行う（当該複合型サービス従業者が看護師等である場合に限る。）とともに、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定複合型サービス事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

⑥ その他

上記の他、運営に関する基準について、心身の状況等の把握、居宅サービス事業者等との連携、利用料等の受領、居宅サービス計画の作成、法定代理受領サービスに係る報告、利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付、社会生活上の便宜の提供、運営規定、定員の遵守、災害対策、協力医療機関、調査への協力、地域との連携等の規定について、小規模多機能型居宅介護と同様の規定を設ける。

(5) 地方公共団体が介護サービスの指定基準を条例で制定する際の基準

地方分権法に基づき、地方公共団体が介護サービスの指定基準を条例で制定する際の基準は以下のとおりとする。

- ・ 従業者及び従業者の員数、居室の面積及びサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連する事項 従うべき基準
- ・ 利用定員 標準とすべき基準
- ・ その他の基準 参酌すべき基準

9 その他（共通事項）

（地域との連携）

介護相談員事業等との連携につき、以下の努力義務規定を設ける。

指定地域密着型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、利用者の苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない（なお、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生

活介護及び地域密着型介護老人福祉施設については既に規定済。)

○ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年厚生労働省令第36号)

介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護について指定地域密着型サービスと同様の改正を行う。

○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第39号)

平成24年3月31日までに療養病床を指定介護老人福祉施設に転換した際に適用される施設基準の緩和措置について、平成30年3月31日まで延長する。

○ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 (平成11年厚生省令第40号)

平成24年3月31日までに療養病床を介護老人保健施設に転換した際に適用される施設基準の緩和措置について、平成30年3月31日まで延長する。

○ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第41号)

医療法施行規則第51条又は第52条の規定の適用を受ける指定介護療養型医療施設に適用される施設基準の緩和措置の期限については、平成24年3月31日時点において当該緩和措置を受ける指定介護療養型医療施設に限り、平成30年3月31日まで延長する。